

別添

核燃料物質計量管理規定
新旧対照表

ニュークリア・デベロップメント株式会社 (NDC)

核燃料物質計量管理規定 新旧対照表

変更前	変更後	理由
<p style="text-align: center;">【略】</p> <p>第二編 燃料ホットラボ施設に関する規定</p> <p>第一章 組織及び職務</p> <p>(計量管理責任者)</p> <p>第1条 核燃料物質の計量管理を適切に行うために、当社に計量管理責任者をおく。</p> <p>2 計量管理責任者は、<u>安全管理室長</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">【略】</p> <p>(職 務)</p> <p>第3条 第1条及び第2条に定める計量管理に関する業務に携わる者の職務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 計量管理統括者は社長とし、当社における計量管理に関する業務が適切に実施されるための指導、管理、監督等の統括業務を行う。</p> <p>(2) 計量管理責任者は<u>安全管理室長</u>とし、当社における計量管理に関する業務を適切に実施する若しくは実施されていることの確認を行うとともに、計量管理に関する記録の検認及び対外折衝を行う。</p> <p>(3) 核燃料管理統括者は試験部長とし、所掌する施設における計量管理に関する業務を統括する。</p> <p>(4) 計量管理者は計量管理グループ長とし、計量管理責任者の指示のもとに当社における計量管理記録の作成及び事務の取りまとめを行う。</p> <p>(5) 核燃料管理者はホット試験室長、化学試験室長とし、担当する部署の核燃料物質の測定、収支管理、記録の作成その他、計量管理上必要な業務を行う。</p> <p style="text-align: center;">【略】</p> <p>第六章 実在庫量の確認</p> <p>(目的及びその頻度)</p> <p>第25条 計量管理責任者及び核燃料管理統括者は、MBA内の実在庫量を確定するための調査(以下「棚卸し」という。)を実施するものとする。</p> <p>2 棚卸しは、<u>約12ヶ月に1度行うものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">【略】</p> <p>第二編 燃料ホットラボ施設に関する規定</p> <p>第一章 組織及び職務</p> <p>(計量管理責任者)</p> <p>第1条 核燃料物質の計量管理を適切に行うために、当社に計量管理責任者をおく。</p> <p>2 計量管理責任者は、<u>安全管理部長</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">【略】</p> <p>(職 務)</p> <p>第3条 第1条及び第2条に定める計量管理に関する業務に携わる者の職務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 計量管理統括者は社長とし、当社における計量管理に関する業務が適切に実施されるための指導、管理、監督等の統括業務を行う。</p> <p>(2) 計量管理責任者は<u>安全管理部長</u>とし、当社における計量管理に関する業務を適切に実施する若しくは実施されていることの確認を行うとともに、計量管理に関する記録の検認及び対外折衝を行う。</p> <p>(3) 核燃料管理統括者は試験部長とし、所掌する施設における計量管理に関する業務を統括する。</p> <p>(4) 計量管理者は計量管理グループ長とし、計量管理責任者の指示のもとに当社における計量管理記録の作成及び事務の取りまとめを行う。</p> <p>(5) 核燃料管理者はホット試験室長、化学試験室長とし、担当する部署の核燃料物質の測定、収支管理、記録の作成その他、計量管理上必要な業務を行う。</p> <p style="text-align: center;">【略】</p> <p>第六章 実在庫量の確認</p> <p>(目的及びその頻度)</p> <p>第25条 計量管理責任者及び核燃料管理統括者は、MBA内の実在庫量を確定するための調査(以下「棚卸し」という。)を実施するものとする。</p> <p>2 棚卸しは、<u>年1回実施するものとし、棚卸間隔は14か月を超えないものとする。</u></p>	<p>・組織名称変更に伴う改定</p> <p>・組織名称変更に伴う改定</p> <p>・記載の適正化</p>

核燃料物質計量管理規定 新旧対照表

変更前	変更後	理由
<p>【略】</p> <p>第十一章 国際約束の遵守等に係る事項 (新日米原子力協力協定実施取極第1条2(a)項の遵守)</p> <p>第45条 本施設においては、各暦年において、米国籍のプルトニウム、ウラン-233及び高濃縮ウランであってその合計量が1EK Gを超えるもの並びに照射を受けた核物質であってプルトニウム、ウラン-233及び高濃縮ウランの合計含有量1EK Gを超えるものの形状又は内容の変更を目的に使用しないものとする。</p> <p>2 前項において、1EK Gを超える必要を生じる場合には、計量管理責任者は、すみやかにその件について米国の事前同意を得るべく、<u>速やかに</u>原子力規制委員会にその旨を連絡するものとする。</p> <p>【略】</p>	<p>【略】</p> <p>第十一章 国際約束の遵守等に係る事項 (新日米原子力協力協定実施取極第1条2(a)項の遵守)</p> <p>第45条 本施設においては、各暦年において、米国籍のプルトニウム、ウラン-233及び高濃縮ウランであってその合計量が1EK Gを超えるもの並びに照射を受けた核物質であってプルトニウム、ウラン-233及び高濃縮ウランの合計含有量1EK Gを超えるものの形状又は内容の変更を目的に使用しないものとする。</p> <p>2 前項において、1EK Gを超える必要を生じる場合には、計量管理責任者は、すみやかにその件について米国の事前同意を得るべく、<u>すみやかに</u>原子力規制委員会にその旨を連絡するものとする。</p> <p>【略】</p>	<p>・記載の適正化</p>
<p>第三編 ウラン実験施設及び燃料実験施設に関する規定</p> <p>第一章 組織及び職務</p> <p>(計量管理責任者)</p> <p>第1条 核燃料物質の計量管理を適切に行うために、当社に計量管理責任者をおく。</p> <p>2 当社における計量管理責任者は、<u>安全管理室長</u>とする。</p> <p>【略】</p> <p>第六章 実在庫量の確認</p> <p>(目的及びその頻度)</p> <p>第25条 計量管理責任者及び核燃料管理統括者は、<u>棚卸しを実施するものとする。</u></p> <p>2 棚卸しは、<u>約12ヶ月に1度行うものとする。</u></p>	<p>第三編 ウラン実験施設及び燃料実験施設に関する規定</p> <p>第一章 組織及び職務</p> <p>(計量管理責任者)</p> <p>第1条 核燃料物質の計量管理を適切に行うために、当社に計量管理責任者をおく。</p> <p>2 当社における計量管理責任者は、<u>安全管理部長</u>とする。</p> <p>【略】</p> <p>第六章 実在庫量の確認</p> <p>(目的及びその頻度)</p> <p>第25条 計量管理責任者及び核燃料管理統括者は、<u>棚卸しを実施するものとする。</u></p> <p>2 棚卸しは、<u>年1回実施するものとし、棚卸間隔は14か月を超えないものとする。</u></p>	<p>・組織名称変更に伴う改定</p> <p>・記載の適正化</p>

核燃料物質計量管理規定 新旧対照表

変更前	変更後	理由																																																			
<p style="text-align: center;">【略】</p> <p>附 則 (施行期日) この規定は、認可日以降、社長が定めた日から施行する。</p> <p>(治 革)</p> <table border="0"> <tr><td>制 定</td><td>平成 2年10月 1日 (認可番号</td><td>2安 (保障) 第4327号)</td></tr> <tr><td>改 定</td><td>平成 4年 7月 1日 (認可番号</td><td>4安 (保障) 第2044号)</td></tr> <tr><td>改 定</td><td>平成 6年 1月20日 (認可番号</td><td>5安 (保障) 第6337号)</td></tr> <tr><td>改 定</td><td>平成 8年 1月18日 (認可番号</td><td>7安 (保障) 第6655号)</td></tr> <tr><td>改 定</td><td>平成13年 6月29日 (認可番号</td><td>13機文科科第 28号)</td></tr> <tr><td>改 定</td><td>平成17年 7月13日 (認可番号</td><td>17機文科科第 21号)</td></tr> <tr><td>改 定</td><td>平成20年 6月16日 (認可番号</td><td>20機文科科第 3号)</td></tr> <tr><td>改 定</td><td>平成27年 7月 1日 (認可番号</td><td>原規放発第1506172号)</td></tr> </table>	制 定	平成 2年10月 1日 (認可番号	2安 (保障) 第4327号)	改 定	平成 4年 7月 1日 (認可番号	4安 (保障) 第2044号)	改 定	平成 6年 1月20日 (認可番号	5安 (保障) 第6337号)	改 定	平成 8年 1月18日 (認可番号	7安 (保障) 第6655号)	改 定	平成13年 6月29日 (認可番号	13機文科科第 28号)	改 定	平成17年 7月13日 (認可番号	17機文科科第 21号)	改 定	平成20年 6月16日 (認可番号	20機文科科第 3号)	改 定	平成27年 7月 1日 (認可番号	原規放発第1506172号)	<p style="text-align: center;">【略】</p> <p>附 則 (施行期日) この規定は、認可日以降、社長が定めた日から施行する。</p> <p>(治 革)</p> <table border="0"> <tr><td>制 定</td><td>平成 2年10月 1日 (認可番号</td><td>2安 (保障) 第4327号)</td></tr> <tr><td>改 定</td><td>平成 4年 7月 1日 (認可番号</td><td>4安 (保障) 第2044号)</td></tr> <tr><td>改 定</td><td>平成 6年 1月20日 (認可番号</td><td>5安 (保障) 第6337号)</td></tr> <tr><td>改 定</td><td>平成 8年 1月18日 (認可番号</td><td>7安 (保障) 第6655号)</td></tr> <tr><td>改 定</td><td>平成13年 6月29日 (認可番号</td><td>13機文科科第 28号)</td></tr> <tr><td>改 定</td><td>平成17年 7月13日 (認可番号</td><td>17機文科科第 21号)</td></tr> <tr><td>改 定</td><td>平成20年 6月16日 (認可番号</td><td>20機文科科第 3号)</td></tr> <tr><td>改 定</td><td>平成27年 7月 1日 (認可番号</td><td>原規放発第1506172号)</td></tr> <tr><td>改 定</td><td>令和 年 月 日 (認可番号</td><td>原規放発第 号)</td></tr> </table>	制 定	平成 2年10月 1日 (認可番号	2安 (保障) 第4327号)	改 定	平成 4年 7月 1日 (認可番号	4安 (保障) 第2044号)	改 定	平成 6年 1月20日 (認可番号	5安 (保障) 第6337号)	改 定	平成 8年 1月18日 (認可番号	7安 (保障) 第6655号)	改 定	平成13年 6月29日 (認可番号	13機文科科第 28号)	改 定	平成17年 7月13日 (認可番号	17機文科科第 21号)	改 定	平成20年 6月16日 (認可番号	20機文科科第 3号)	改 定	平成27年 7月 1日 (認可番号	原規放発第1506172号)	改 定	令和 年 月 日 (認可番号	原規放発第 号)	<p style="text-align: center;">理由</p> <p style="text-align: center;">・改定の追加</p>
制 定	平成 2年10月 1日 (認可番号	2安 (保障) 第4327号)																																																			
改 定	平成 4年 7月 1日 (認可番号	4安 (保障) 第2044号)																																																			
改 定	平成 6年 1月20日 (認可番号	5安 (保障) 第6337号)																																																			
改 定	平成 8年 1月18日 (認可番号	7安 (保障) 第6655号)																																																			
改 定	平成13年 6月29日 (認可番号	13機文科科第 28号)																																																			
改 定	平成17年 7月13日 (認可番号	17機文科科第 21号)																																																			
改 定	平成20年 6月16日 (認可番号	20機文科科第 3号)																																																			
改 定	平成27年 7月 1日 (認可番号	原規放発第1506172号)																																																			
制 定	平成 2年10月 1日 (認可番号	2安 (保障) 第4327号)																																																			
改 定	平成 4年 7月 1日 (認可番号	4安 (保障) 第2044号)																																																			
改 定	平成 6年 1月20日 (認可番号	5安 (保障) 第6337号)																																																			
改 定	平成 8年 1月18日 (認可番号	7安 (保障) 第6655号)																																																			
改 定	平成13年 6月29日 (認可番号	13機文科科第 28号)																																																			
改 定	平成17年 7月13日 (認可番号	17機文科科第 21号)																																																			
改 定	平成20年 6月16日 (認可番号	20機文科科第 3号)																																																			
改 定	平成27年 7月 1日 (認可番号	原規放発第1506172号)																																																			
改 定	令和 年 月 日 (認可番号	原規放発第 号)																																																			

核燃料物質計量管理規定 新旧対照表

変更前	変更後	理由
<p style="text-align: center;">【略】</p> <p style="text-align: center;">別図第1 計量管理組織図</p> <p style="text-align: center;">【略】</p>	<p style="text-align: center;">【略】</p> <p style="text-align: center;">別図第1 計量管理組織図</p> <p style="text-align: center;">【略】</p>	<p style="text-align: center;">理由</p> <p style="text-align: center;">・組織名称変更に伴う改定</p>